

宇個審答申第9号
平成19年2月27日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

実施機関における個人情報の取扱い（提供）について（答申）

平成19年2月1日付け、18宇市広第391号により諮問のありました、「条例第9条第1項第5号の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合の提供制限の例外事項」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった事項については、個人情報を実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると判断されるため、下表を提供の例外類型事項に追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の類型	利用・提供が適当であると認められる理由
13	宇治市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかである個人情報を、同条例第3条第3項の規定により市民に提供すること。	宇治市情報公開条例第3条第3項は、実施機関に対して市民に情報を提供する努力義務を課しているが、これは公文書公開請求権と並んで情報公開を総合的に推進していく上で重要なものである。 同条例第6条各号に規定する非公開情報に該当しない情報は公文書公開請求時においては公開が義務付けられるため、この非公開情報に該当しないことが明らかな個人情報を同条例第3条第3項の規定により市民に提供することには相当の理由があると認められる。